

(昭和三十三年政令第三百六十三号) 第九条の規定により、次のとおり告示する。

年政令第三百六十三号) 第一条第一項の規定により次のとおり告示する。
昭和四十一年四月三十日

昭和四十一年四月三十日

第3728号

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥田医一、一五三号 小西 洋一 昭和四十年十月一日

登録の記号及び番号

氏 名 登録の年月日

鳥田医一、一五三号 小西 洋一 昭和四十年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

薬局の名称 所 在 地 申出の受理の年月日
今井 薬局 塩港市佐佐木町一、一六二 昭和四十一年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

薬局の名称 所 在 地 申出の受理の年月日
今井 薬局 塩港市佐佐木町一、一六二 昭和四十一年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥田医一、一五三号 原 宏 昭和三十四年一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称 所 在 地 申出の受理の年月日
島島医院福部分院 岩美郡福部村細川六六三ノ五 昭和四十一年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥田医一、一五三号 原 宏 昭和三十四年一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥田医一、一五三号 原 宏 昭和三十四年一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥田医一、一五三号 原 宏 昭和三十四年一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥田医一、一五三号 原 宏 昭和三十四年一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥田医一、一五三号 原 宏 昭和三十四年一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥田医一、一五三号 原 宏 昭和三十四年一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥田医一、一五三号 原 宏 昭和三十四年一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥田医一、一五三号 原 宏 昭和三十四年一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥田医一、一五三号 原 宏 昭和三十四年一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥田医一、一五三号 原 宏 昭和三十四年一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥田医一、一五三号 原 宏 昭和三十四年一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥田医一、一五三号 原 宏 昭和三十四年一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥田医一、一五三号 原 宏 昭和三十四年一月一日

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
當日が休日なら翌日)

◇告 示 土地改良区の役員の退任等

告 示

就任した役員の氏名及び住所

理事 沢谷謙五郎 鳥取市賀露町八六六番地

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十一条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区からそれぞれ役員が退任し、就任し、又は住所変更した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十一年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

賀露町土地改良区
退任した役員の氏名及び住所

理事 沢谷謙五郎 鳥取市賀露町八六六番地

澤谷謙五郎

澤谷謙五郎

澤谷謙五郎

澤谷謙五郎



任期満了により退任	就任した役員の氏名及び住所
理事	青木 勇 西伯郡大山町所子三七七
門脇 恒義	三五二
青木 増二	二〇七
山根 寿之	二六一
村上 雄一	一六五
梶谷 貞夫	平木二七八
理事 門脇 光造	一五〇
美甘 弘光	所子一七〇

昭和四十一年七月十八日國民総会における総選舉の結果並に、十一月十三日就任 任期四年

昭和土地改良区

理事	齊木	勇	西伯麗大山町所子三七七
門脇	恒義	"	三五二
青木	培二	"	二〇七
山根	寿之	"	二六一
村上	章一	"	一六五
堀谷	貞夫	"	平木二七八
門脇	光透	"	二五〇
美甘	弘光	"	所子一七〇

谷野寧三郎	三大大
山崎順一	三五大
森田誠	三四三
青木龍介	九大六
監事	九五五
青木 宋吉	九五五
・	三三〇
後藤喜一	・
・	・
・	・
・	・
・	・
任 任期二年	・

五ヶ井手土地改良区 退任した役員の氏名及び住所	
理事 西郷世紀雄	西伯郡岸本町久古
山口 才蔵	須村
西古 清市	真野
野口 長猪	大原
谷口 滉	喜那
鶴谷 清晴	
監事 谷口 滉	久古
岡本企次夫	
任期満了により退任	
就任した役員の氏名及び住所	
理事 西郷世紀雄	西伯郡岸本町久古二一ノ一
山口 才蔵	須村六〇三
後藤 幸	大原四二七
西古 清市	真野五〇三
林原 享市	喜那三三四
監事 仲田 敏夫	六一
下村 正幸	真野四五
昭和四十一年八月一日総会において總選舉の結果当選し、八月八日就任	
任期二年	

鳥取市池上地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 舟岡 勲市 西伯郎伯仙町日下

池松 純男

門田 敏一

奥田 富治

野々村虎重

高橋 重雄

松岡 延

仲田 錠治

池松 錦政

山田 實

水井 幸春

豊原 南一

松本 博明

永井 幸春

山田 實

水富 友明

船越 基三

松原利三郎

田村基太郎

船越 基三

永井 幸春

豊原 南一

松本 博明

水井 幸春

山田 實

水富 友明

船越 基三

松原利三郎

田村基太郎

船越 基三

永井 幸春

豊原 南一

松本 博明

水井 幸春

山田 實

水富 友明

船越 基三

松原利三郎

田村基太郎

船越 基三

永井 幸春

豊原 南一

松本 博明

水井 幸春

山田 實

水富 友明

船越 基三

松原利三郎

田村基太郎

船越 基三

永井 幸春

豊原 南一

松本 博明

水井 幸春

鳥取市教津土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 井戸垣納太郎 鳥取市教津

山根 繁男

西尾 政夫

井戸垣義綱

山根 祐

西根 保

山根 美英

山根 雄之助

西根 武雄

教津

西尾 武雄

西根 保

山根 雄之助

西根 武雄

山根 雄之助

昭和三十九年七月七日臨時総会において總選舉の結果並に、七月十五

日就任 任期二年

就任した役員の氏名及び住所

理事 井戸垣納太郎 鳥取市教津一三〇

山根 繁男

一九四ノ二

西尾 政夫

一大四

井戸垣義綱

山根 祐

一四八

山根 雄之助

一三五

竹間 由時

二八八ノ一

西根 保

二八八ノ一

西根 武雄

一四五

山根 雄之助

一大〇

西根 武雄

一四五

西根 保

二八八ノ一

西根 武雄

野坂 義知

昭和四十年十一月五日解散認可にともない同年十二月は清算終了まで

大井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山田 直徳 島牧市西品治

昭和四十年十月二十四日死亡により退任

上北条土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 伊東 公 倉古市新田

昭和三十九年五月十三日死亡により退任

豊田井手土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 船越 雄 水子市水浜一八番地

・ 藤田 清治 占幾十二七〇

昭和四十年五月十一日通常総会において補欠選舉の
任 任期は昭和四十二年八月四日まで

青谷町奥崎農業土地区画整理委員会

変更した役員の氏名及び住所

理事 宮崎 勝實 気高郡青谷町大字奥崎一五五
変更前

月十二日就任 任期

委任した役員の氏名及び住所	理事 松下 順哉 鳥取市江津 新田 元哉
	田中喜代蔵
	木下 優光 秋田
	石原 義雄
	本村 佐吉
	山形研太郎
	監事 三好賀太郎
	奥山 春治 江津
任期満了により退任	
就任した役員の氏名及び住所	
理事 奥山 春治 鳥取市江津六三九番地	
山形研太郎 " 秋里八一四	
木下 久七 " 八〇九	
波当根喜之 " 江津六一七	
松下 順哉 " 六二八	
山根 徳次 " 六三六	
鶴田 一夫 " 六八八	
監事 田中喜代蔵 " 六三九	
" 小谷 喜之 " 秋里八四五	
昭和四十年三月二十二日通常総会において	
日就任 任期二年	

監事　山中　義信　東京都豊島区大字田井
一　番地　任期　昭和四十年四月六日まで

監事　田村　昇一　木中　一丸

昭和四十年二月十八日臨時総代会において選舉の結果当選し、同年七月三
十四日就任　任期は昭和四十二年四月六日まで

米田土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

監事　安藤　繁榮　木子市和田町八四七

昭和四十年十一月二十五日の臨時総代会において選舉の結果当選し、十
月三十九日就任　任期は昭和四十二年一月二十日まで

鶴谷土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

監事　安藤　繁榮　木子市和田町八四七

昭和四十年十一月二十五日の臨時総代会において選舉の結果当選し、十
月三十九日就任　任期は昭和四十二年一月二十日まで

西郷土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

監事　高木鶴太郎　木子市西郷町大字岡本五四八
庚更後

理事　山口　博　倉吉市上条戸二八二番地

福井	亮	伊木 六五・
國本	正義	上余戸 三二・
妙原	常藏	山根 三九七・
河島	延明	上井 三八六・
前野	長治	伊木 三四二・
福井	永康	八屋 三四・
浦島	忠藏	一大三・
河田	正	山根 六五三・
前田	行美	伊木 一三八・
河村	忠雄	山根 六八〇・
福井	信義	伊木 一三四・
監事	山口 清	上井 三四八・
福田	隼男	上余戸 二六七・
・	・	山根 三五七・
・	村上政太郎	伊木 一四一・
昭和四十年十月二十日設立総会において總選舉の結果當選し、十月二十一日就任 任期は昭和四十二年三月三十一日まで		
日内村古郷堂土地改良区		
就任した清算人の氏名及び住所		
理事 細谷 秀雄 西伯郡名和町大字古郷堂三三三三		
・ 銀漁 義次		

林	鶴谷	一郎						
西	山根	雄雄						
若林	古誠							
伴	松太郎							
上村	清志							
任期満了により退任								
就任した役員の氏名及び住所								
理事	山根源次郎	鳥取市浜坂五九大番地						
津崎	一郎	"	一七八	"				
米原	寿男	"	四六八	"				
森田	鶴男	"	四五二	"				
中田	義吉	"	四五〇	"				
米原	嘉博	"	四四一	"				
米原	虎治	"	四一六	"				
米原	秀蔵	"	四〇四	"				
岩崎	熊雄	"	八九八	"				
橋谷	一郎	"	五八六	"				
若林	古誠	"	五九一	"				
上村	清志	"	四三九	"				
山根	雄雄	"	五六〇	"				
監事			四六二	"				

昭和四十年九月十日臨時総会において選舉率の結果回復し、九月十八日就任 任期は昭和四十二年三月三十一日まで

江北土地改選区

退任した役員の氏名及び住所

監事 滝崎 仁 東伯郡北条町大字江北

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 滝崎 仁 東伯郡北条町大字江北五九五

昭和四十年五月二十日總代会において選舉の結果当選し、五月三十一日就任 任期二年

監事	北原 文市	・	秋里八一三〃
〃	田上 稔男	・	安長五六五〃
〃	吉田 力藏	・	南隈四一。
〃	水口 錠太郎	・	西品治六七八の三々
昭和四十年三月二十八日選代会において組選舉により當選し、七月五日就任 任期二年			
人誠土地改良区			
退任した役員の氏名及び住所			
監事 市田 鶴	東伯郡大栄町大字船戸		
昭和四十年四月二十三日死亡により退任			
就任した役員の氏名及び住所			
監事 山崎 芳雄 東伯郡大栄町大字船戸六六番一地			
昭和四十年八月七日通常総代会において補欠選舉の結果当選し、同日就任 任期は四十一年七月二十一日			
浜坂土地改良区			
退任した役員の氏名及び住所			
理事 木原 寿明 鳥取市浜坂			
〃 神崎 一郎 〃			
〃 舟田 龍男 〃			
〃 中田 露吉 〃			
〃 岩崎 錦織 〃			
〃 木原 寿幸 〃			
〃 木原 秀誠 〃			

昭和三十九年九月一日臨時総会において選舉の結果	
任期二年	
<u>福根土地改良区</u>	
選任した役員の氏名及び住所	
理事 須毛 正章	倉吉市福根
田中 錠	"
小谷 忠義	"
小谷 雄男	"
小谷 操	"
尾崎 好一	"
西尾 繩男	"
門脇 静己	"
監事 須毛 武	福根
西尾 一男	"
石田 幸博	"
開	
任期満了により退任	
就任した役員の氏名及び住所	
理事 須毛 正章	倉吉市福根
田中 錠	"
小谷 忠義	"
小谷謹之進	

農場	好一		
西尾	鶴次		
門前	金四		
鶴尾	武		
西尾	一郎		
石田	泰博	・	間
昭和三十九年七月二十五日総会において 日就任 任期三年			
大鹿土壌改良区			
選任した役員の氏名及び住所			
理事	山根 永久	倉吉市北園	
副口	森義	・	六沢
安藤	順喜	・	
石川	国平	・	
石田	才一	・	尾原
石田	孝道	・	
松本	定市	東伯郡大栄町櫻井	
樋上	百蔵	・	
沢山長太郎	タ		
監事	桑田 京助	倉吉市大沢	
河野	龍綱	東伯郡大栄町櫻井	
任期満了により退任			

理事 山中 実知	下田 一清	西大路
市村 光穂	鶴田 光穂	古都家
監事 山本 久重	市村 光穂	古都家
山口 保組	鶴田 秀雄	的場
谷沢利喜造	山口 保組	雲山
任期満了により退任	中大路	

就任した役員の氏名及び住所

理事 千代西尾嘉章 鳥取市国安九一一ノ一

山根 順男

数津一九四〇二

谷口繁太郎

円通寺八二

岡本 治風

八坂七九

山本八百造

叶一二六

下田喜久治

馬場二八五

有本健太郎

宮長九五

福島 政雄

古市二大一

西堀 市造

行徳は三七二

谷沢利喜造

中大路七三

村山 實治

雲山一〇三

村田 修二

東大路九大

有水土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 本多 力政 鳥取市有富

木下 定彦

有田 雄男

木村 錦幸

村上 錦男

有田 治恵

奥井 英敏

小松 寿春

山崎 美吉

東岡 俊春

田川 幸市

中村

山崎 忠義

中村

任職満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 本多 力政 鳥取市有富

木下 定彦

有田 雄男

木村 錦幸

村上 錦男

有田 治恵

奥井 英敏

小松 寿春

山崎 美吉

東岡 俊春

田川 幸市

中村

山崎 忠義

中村

任職満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 本多 力政 鳥取市有富二七〇番地

理事 山中 実知	日野鶴溝町字代一五番地
石黒 善治	西伯郡岸本町大殿二二一七
長谷川博三	二二六二
小村 静晴	坂長二六八七
草原 一貞	八四九
城尾 武治	九三六
新橋 雄治	九一七
神原 伸亂	岩屋谷一七八
美甘 克己	四四五
岩田 經雄	金見町鶴木六三
岩田 茂	三三二
前田 孝一	米子市別所一〇八〇
生田 弥藏	諏訪二四二の一
富士川 琢	四七一の二
監事 浜原 孝夫	六八四
西村 英雄	西伯郡岸本町坂長八〇二
諸田 良一	米子市別所九七〇ノ二
昭和四十年五月八日通常総代会において選舉の結果当選し、五月二十 三日就任 任期二年	

監事 長谷 益造	吉成八ノ四
山口 保組	雲山九一
小林 誠吉	長砂二一
中村 貞市	馬場一九六
監事 長谷 益造	吉成八ノ四
福島 政雄	古市
有本健太郎	富安
西坂 市造	行徳
長谷 益造	古成
福島 政雄	大覚寺
有本健太郎	
西坂 市造	
行徳	
昭和四十年三月二十三日通常総代会において選舉等の結果當選し、四月八 日就任 任期四年	

米子市商標三ヶ堰土地改良区
退任した役員の氏名及び住所

監事 小舟 健夫 米子市青木一三三

谷本 武雄

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 小舟 健夫 米子市青木一三三

谷本 武雄

任期満了により退任

鳥取県公報

昭和41年4月15日第3種郵便物認可

△人委規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の俸給勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務の専決及び代決規則

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公示する。

昭和四十一年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 菅 戸 旗 午

鳥取県人事委員会第十三号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
給料表の適用範囲に関する規則 (昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号) の一部を次のように改正する。

奥井 英敏	中村 二三七	山本 弘	鶴岡内
谷本 仁市	三八三	石田 春光	上古川
小松 寿春	八九	増田 義徳	丸山町四丁目六番一地
高橋 喬政	八九	山本 弘	鶴岡内三五三七番地
有田 寿男	右京 五八	石田 春光	上古川三九〇
木下 定彦	三九四	石田 春光	上古川三九〇
村上 順男	三九四	石田 春光	上古川三九〇
有田 治恵	三七七	石田 春光	上古川三九〇
木村 義幸	三五	石田 春光	上古川三九〇
監事 東陽 健春	三〇〇	石田 春光	上古川三九〇
田川 寧一	三六八	山崎 忠誠	三三八
大堀 土地改良区	中村 二六八	山崎 忠誠	三三八
退任した役員の氏名及び住所	東伯郡東伯町大字八幡一三八七	理事 若原聰一郎	東伯郡東伯町大字八幡一三八七
変更前		監事 西村 吉造	倉吉市鶴古町
変更後		堀田 高徳	丸山町
昭和四十一年四月十五日第3種郵便物認可	昭和四十一年四月十五日第3種郵便物認可	昭和四十一年四月十五日第3種郵便物認可	昭和四十一年四月十五日第3種郵便物認可
出発所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取 印刷所	出発所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取 印刷所	出発所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取 印刷所	出発所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取 印刷所
【本文第一項に川原田(原田)とある】	【本文第一項に川原田(原田)とある】	【本文第一項に川原田(原田)とある】	【本文第一項に川原田(原田)とある】
就任した役員の氏名及び住所	西村 吉造 倉吉市鶴古町	石田 春光 上古川三九〇	石田 春光 上古川三九〇
任期満了により退任	東伯郡東伯町大字八幡一三八七	山本 弘 丸山町四丁目六番一地	山本 弘 丸山町四丁目六番一地
就任 任期三年	中村 二六八	石田 春光 上古川三九〇	石田 春光 上古川三九〇
昭和四十一年七月二十六日臨時総代会において選舉の結果当選し、八月九日就任 任期三年	三三八	三三八	三三八

第二条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の「一」を加える。
二 営多医学園の園長、主任(教諭の職務を行なう者に限る。)及び教
練並びに医療専門学校の主任(教諭の職務を行なう者に限る。)並び
に
第三条第一項中「農業瓦工所」を「食器瓦工研究所」と改め、同条第十
二号中「学ぶ國たる職業、保育」を「学ぶ國たる職業」に改める。
この規則は、公布の日から施行する。

第二条第二項中第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号と
する。

第三条第十号中「農業瓦工所」を「食器瓦工研究所」と改め、同条第十
二号中「学ぶ國たる職業、保育」を「学ぶ國たる職業」に改める。
この規則は、公布の日から施行する。

昭和四十一年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 菅 戸 旗 午

鳥取県人事委員会第十回

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (昭和三十二年
十月鳥取県人事委員会規則第十号) の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第三条二項、第四条」と、「初任給の初任給」
を「職員の初任給を給料表に定める職務の基準に分類する場合のその分類
の基準となるべき標準的な職務の代用及び職員の初任給」に改める。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改訂)

第一条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (昭和三十二年
十月鳥取県人事委員会規則第十号) の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第三条二項、第四条」と、「初任給の初任給」
を「職員の初任給を給料表に定める職務の基準に分類する場合のその分類
の基準となるべき標準的な職務の代用及び職員の初任給」に改める。